

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和7年2月13日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和7年2月13日(木) 午前10時 1分 開会
午前10時58分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	西谷知美	副委員長	塚本 崇	委員	村上英明
委員	増永和起	委員	光好博幸		
議長	三好義治	副議長	香川良平		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲 総務部長 石原幸一郎

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局総括主査 仲野太朗

1. 案件

令和7年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時1分 開会)

○西谷知美委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 おはようございます。本日はお忙しい中、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

来る2月17日から開会を予定しておられます令和7年第1回摂津市議会定例会におきまして、予算案件といたしまして13件、人事案件といたしまして1件、条例案件といたしまして21件、その他の案件といたしまして3件、計38件の議案を提出させていただくこととなります。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○西谷知美委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和7年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号から議案第8号までは、各会計の令和7年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算でございます。令和7年度当初予算額は517億円で、令和6年度当初予算額457億5,000万円と比べ59億5,000万円、13.0%の増となっております。

おります。

次に、議案第2号、令和7年度摂津市水道事業会計予算でございます。収益的収入は21億7,678万3,000円で、前年度に比べ3,190万2,000円、1.5%の増となっております。

収益的支出は、20億8,802万3,000円で、前年度に比べ6,011万7,000円、3.0%の増となっております。

資本的収入は、3億5,315万円で、前年度に比べ1億8,705万円、34.6%の減となっております。

資本的支出は、11億9,813万2,000円で、前年度に比べ1億2,769万1,000円、9.6%の減となっております。

その結果、収入合計は25億2,993万3,000円で、前年度に比べ1億5,514万8,000円、5.8%の減となっております。

支出合計は、32億8,615万5,000円で、前年度に比べ6,757万4,000円、2.0%の減となっております。

次に、議案第3号、令和7年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入は、38億7,796万6,000円で、前年度に比べ9,486万4,000円、2.4%の減となっております。

収益的支出は、37億6,533万8,000円で、前年度に比べ9,658万3,000円、2.5%の減となっております。

資本的収入は、15億118万円で、前年度に比べ11億1,629万4,000円、42.6%の減となっております。

資本的支出は、25億5,077万9,000円で、前年度に比べ12億7,785万9,000円、33.4%の減となっております。

その結果、収入合計は、53億7,914万6,000円で、前年度に比べ12億1,115万8,000円、18.4%の減となっております。

支出合計は、63億1,611万7,000円で、前年度に比べ13億7,444万2,000円、17.9%の減となっております。

次に、議案第4号、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、88億7,503万6,000円で、前年度に比べ6億802万3,000円、6.4%の減となっております。

次に、議案第5号、令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。

当初予算額は、15億3,028万2,000円で、前年度に比べ3,984万6,000円、2.7%の増となっております。

次に、議案第6号、令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。

当初予算額は、1,142万3,000円で、前年度に比べ34万7,000円、2.9%の減となっております。

次に、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、81億2,085万7,000円で、前年度に比べ3億4,717万9,000円、4.5%の増となっております。

次に、議案第8号、令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額は、16億7,546万7,000円で、前年度に比べ5,243万4,000円、3.2%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第13号までは、令和6年度の各会計の補正予算で、年度末を控え、決算を見込みながら不

用額を整理するほか、一部増額補正を行うなど、予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)でございます。

本件は、現計予算額477億6,651万9,000円から、6億168万2,000円を減額し、補正後の予算額を471億6,483万7,000円とするものでございます。

継続費の補正では、千里丘小学校建設事業の年割額を変更するものでございます。

繰越明許費の補正では、出産・子育て応援給付金事業など4事業を追加しております。

地方債の補正では、市立身体障害者・老人福祉センター外壁等改修事業など10事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第10号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算(第4号)でございます。

収益的収入では、既決額21億4,488万1,000円から、1,407万7,000円を減額し、補正後の予算額を21億3,080万4,000円。収益的支出では、既決額20億2,953万8,000円から、1,095万2,000円を減額し、補正後の予算額を20億1,858万6,000円。資本的収入では、既決額5億4,696万6,000円から、1,477万2,000円を減額し、補正後の予算額を5億3,219万4,000円、資本的支出では、既決額13億3,884万1,000円から、2,929万2,000円を減額し、補正後の予算額を13億954万9,000円とするものでございます。

企業債の補正では、施設改修事業の限度

額を変更するものでございます。

次に、議案第11号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入では、既決額39億7,477万円から、2億3,063万1,000円を減額し、補正後の予算額を37億4,413万9,000円。収益的支出では、既決額38億4,749万9,000円から、2億5,286万円を減額し、補正後の予算額を35億9,463万9,000円、資本的収入では、既決額26億1,747万4,000円から、1,750万円を減額し、補正後の予算額を25億9,997万4,000円。資本的支出では、既決額38億3,643万6,000円から、3,653万円を減額し、補正後の予算額を37億9,990万6,000円とするものでございます。

企業債の補正では、公共下水道事業など2事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第12号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、現計予算額94億7,433万5,000円に2,060万7,000円を追加し、補正後の予算額を94億9,494万2,000円とするものでございます。

次に、議案第13号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

本件は、現計予算額79億5,691万3,000円に2億80万2,000円を追加し、補正後の予算額を81億5,771万5,000円とするものでございます。

次に、議案第14号は、教育委員会委員

の任命について同意を求める件でございます。

本件は教育委員会委員の福元実氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第15号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例11本について所要の整備を行うものでございます。

その内容は、関係条例10本の懲役及び禁錮を拘禁刑とするものでございます。そのほか、摂津市有功者表彰条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和7年6月1日といたしております。

次に、議案第16号は、摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件でございます。

本件は、少子高齢化等により、自治会、町会等の地域コミュニティが希薄化し、また、地域課題、市民ニーズも複雑・多様化しており、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細やかな対応や課題の解決をすることが難しくなっており、これからの地域社会においては、市民公益活動団体や事業者など、多様な担い手と行政が連携していくことが必要となってきます。

そのため、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりの推進に関する基本原則や施策の基本となる事項を定めることにより、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため制定するものでございます。

その主な内容は、市民、地域コミュニテ

イ団体、市民公益活動団体、事業者、市の役割を定め、協働のまちづくり推進計画の策定、また、協働のまちづくり推進委員会の設置などの規定を設けております。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第17号は、摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件でございます。

本件は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の実施について、設備及び運営の基準を定めるものでございます。

その主な内容は、乳児等通園支援事業の区分について、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするもので、一般型乳児等通園支援事業とは、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものでございます。余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園または居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等を行う事業所において、利用児童数が利用定員の総数に満たしていない場合に、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う事業をいうものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第18号は、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、摂津市総合計画審議会の名称を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市総合計画審議会の名称を、摂津市行政経営戦略審議会に変更するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第19号は、摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、副市長の定数を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、副市長の定数を2人から1人に変更するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、時間外勤務の免除を請求できる要件を見直し、対象となる職員の子の範囲を3歳に達しない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするために勤務環境の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第21号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容について、地域手当については、支給割合を100分の6から100分の12とするものですが、令和7年度から令和9年度までは経過措置として、100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合とするものでございます。

期末手当については、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の125と平準化するものがございます。

勤勉手当については、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の105と平準化するものがございます。

また、給料及び月額により定める基本報酬の支給方法を翌月から当月に変更するものがございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第22号は、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、派遣職員に給与を支給できるようにするため所要の改正を行うものがございます。

その内容は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を給与に改めるものがございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第23号、摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものがございます。

その内容は、特別職の職員及び議会議員の期末手当について、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の202.5と平準化するものがございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といた

しております。

次に、議案第24号は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、所要の改正を行うものがございます。

その主な内容について、扶養手当のうち、配偶者に係る扶養手当は1級から7級の職員が6,500円、8級の職員が3,500円としているものを廃止するものですが、令和7年度は、1級から7級の職員を3,000円とするものがございます。

子に係る扶養手当は月額を1万円から1万3,000円とするものですが、令和7年度は1万1,500円とするものがございます。

地域手当については、支給割合を100分の6から100分の12とするものですが、令和7年度から令和9年度までは経過措置として、100分の12を超えない範囲で規則で定める割合とするものがございます。

管理職員特別勤務手当については、週休日等以外の日の対象時間帯を午前0時から午前5時までの間から、午後10時から翌日の午前5時までの間とするものがございます。

一般職の職員の期末手当については、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の125と、定年前再任用短時間勤務職員は、100分の70と、特定任期付職員は、100分の95と平準化するものがございます。

一般職の職員の勤勉手当については、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の105と、定年前再任用短時間勤務職員は100分の

50と、特定任期付職員は100分の87.5と平準化するものでございます。

特定任期付職員の特定任期付職員業績手当については、廃止をするとともに、勤勉手当については、支給対象とするものでございます。

住居手当については、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第25号は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、就業促進手当のうち、就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引下げを行うものでございます。

また、地域延長給付の暫定措置を令和6年度末から令和8年度末まで延長するものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第26号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、同法の項ずれに伴い、引用箇所を整備を行うものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第27号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例制定の件でございます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものでございます。

また、市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第28号は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、市長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものでございます。

また、市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものでございます。

また、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮を栄養士または管理栄養士による必要な配慮とするものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第29号は、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、地域包括支援センターの職員の員数について、常勤専任によるものから、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合、常勤換算方法によることを可能とするものでございます。

また、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、地域包括支援センターが担当する複数区域の高齢者数の合計数に応じて、3職種を配置すれば、それぞれの地域包括支援センターの配置基準を満たすものとするものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第30号は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、同法の号ずれに伴い、引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第31号は、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要

な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、同令の条ずれに伴い引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は、令和7年6月1日といたしております。

次に、議案第32号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、配偶者及び子に係る扶養手当の支給額の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容について、扶養手当については、配偶者に係る扶養手当を廃止するものですが、令和7年度は、一般職の職員の扶養手当と同様とするものでございます。

管理職員特別勤務手当については、週休日等以外の日の対象時間帯を午前0時から午前5時までの間から、午後10時から翌日の午前5時までの間とするものでございます。

特定任期付職員の特定任期付職員業績手当については、廃止をするとともに、勤勉手当については、支給対象とするものでございます。

また、住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第33号は、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制

定の件でございます。

本件は、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、大学等で修めた課程や実務経験の年数及び範囲の拡大を行うものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第34号は、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、排水設備工事責任技術者の配置基準の見直し等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者とするものでございます。下水の排除に係る臭気について、悪臭防止法による濃度規制または臭気指数による規制が可能であるため、臭気に関する規定を削除するものでございます。

特定事業場に該当しない除外施設にも管理責任者の規定を適用できるように条文の明確化を図るものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第35号は、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金に、新たに階級ごとの勤務年数区分35年以上を

追加するものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしております。

続きまして、議案第36号は、工事請負契約変更の件でございます。

本件は、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容でございますが、NTTインフラネット株式会社西日本事業本部関西事業部との千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う電線共同溝工事委託の契約金額を4,317万2,800円減額し、2億3,962万2,900円に変更するものでございます。

次に、議案第37号は、市道路線認定の件でございます。

本件は、東正雀30号線など、9路線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第38号は、市道路線廃止の件でございます。

本件は、鳥飼八防20号線など、2路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和7年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。塚本副委員長。

○塚本崇委員 1件だけお伺いしたいと思っています。議案第36号に関してなんですが、日程、その他を見ると、議会の議

決に付すべき件というのは分かるんですが、そもそも最初の契約の時点では、委員会付託されたと記憶しています。今回、即決案件として提案されたということの経緯について、お分かりになる範囲で教えてください。

○西谷知美委員長 森口局次長。

○森口事務局次長 こちらの工事請負契約変更の件ですけれども、副委員長がおっしゃったように、当初、委員会付託を行った事案でございます。通常、工事契約というのは即決で行うものなんですけれども、こちらの案件に関しては、当時、いろんな事情を勘案して、委員会付託をするということで決定をいただきました。、今回、変更契約というところで、あらかじめ原課とも相談をさせてもらいまして、原課から議会にも相談をいただき、その過程を踏んで、今回即決で行うことを決定したものでございます。

以上でございます。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

○西谷知美委員長 追加質問なしということで。

ほかにいかがでしょう。

議長。

○三好義治議長 議案第35号の印刷製本を見ていると、一行ずらすだけで、裏のページで全部項目から見れる。そういう配慮をしてもらえないか。ページをめくったら次の候補が分からないから。これは訂正は利くきくんな。

○西谷知美委員長 暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○西谷知美委員長 議会運営委員会を再開します。石原総務部長。

○石原総務部長 ただいま御指摘のあり

ました議案第35号につきましては、1ページ目の勤務年数のところを2ページ目に記載をしまして、分かりやすい議案に訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

○西谷知美委員長 それでは、期日までに差し替えをよろしくお願いいたします。

ほかに御質問がないようですので、以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○西谷知美委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は2月17日から3月26日までの38日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月17日は、令和7年度市政運営の基本方針と、付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月20日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月3日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、4日にかけての2日間が代表質問でございます。

6日が、文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、7日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日。10日、11日及

び12日が常任委員会予備日。13日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、12日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

24日が、議会運営委員会。

26日が、本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月17日につきましては、日程1は会期の決定でございます。

日程2は、令和7年度市政運営の基本方針でございます。

日程3は、議案第14号、教育委員会委員の任命についての同意で、先ほどの協議会の態度表明を基に簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程4は、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算など、付託案件の34件で、一括して提案説明を受けていただきます。

なお、質疑は後日となります。

日程5は、議案第36号、工事請負契約の変更の件で、即決でございます。

日程6は、議案第37号、市道路線認定の件で、即決でございます。

日程7は、議案第38号、市道路線廃止の件で、即決でございます。

3月3日は、日程1は、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算など、付託案件34件で、質疑の後、所管の委員会の付託となります。

日程2が、代表質問でございます。

4日も代表質問でございます。

最終日、26日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が、議案第1号など、委員会付託案件の34件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和7年度一般会計予算及び議案第9号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○西谷知美委員長 ただいま事務局から説明がございました。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長 それでは、そのように決定します。

次に、説明事項があります。事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 写真撮影について御説明させていただきます。

2月17日の本会議初日に、市長から令和7年度市政運営の基本方針に関する説明を受ける際、例年どおり、広報課より写真撮影を行いたいとの申出があります。

また、3月3日、4日の代表質問時には、議会だより第239号に、質問されている様子の写真を掲載できるように印刷委託先のカメラマンによって写真撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 次に、摂津市議会の個人情報保護に関する条例の改正について

てです。

事務局より説明をお願いいたします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について御説明させていただきます。

本件につきましては、昨年7月の議会運営委員会で刑法の一部改正に伴う罰則規定の改正について御説明させていただきました。その後、執行部の条例とともに、大阪検察庁へ確認依頼を行い、改正内容について問題ない旨の回答を得ております。しかしながら、昨年、番号利用法の改正があり、本条例の一部で項ずれによる改正が必要となりました。

つきましては、該当箇所について事務局より説明させていただき、各会派へお持ち帰りいただいた後、次回の本委員会で協議・決定し、最終日に上程いただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、番号利用法の改正に伴う部分につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例(抄)の資料1ページ目をご覧ください。

先ほど御説明いたしましたとおり、番号利用法の改正に伴いまして、本条例第2条第10項に規定している法第2条第8項の文言を、法第2条第9項に改めるものでございます。

その次の第6章、罰則以降は、刑法の改正に伴うもので、既に説明済みのため、割愛させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

附則といたしまして、刑法の改正に伴うものは、令和7年6月1日、番号利用法の改正に伴うものは、同年4月1日より施行

することとしております。

以上、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正の御説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。

質問等がありましたらお受けします。

議長。

○三好義治議長 これは参考資料ですが、議会議案としての手続を教えてください。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの議長の御質問にお答えさせていただきます。

今後の上程までの過程なんですけども、まず改正内容自体はこの新旧対照表で確認いただきまして、3月24日に御協議、決定いただきたいと思いますと考えております。

決定いただきましたら、改めて議会議案としてこの条例改正案を御提示させていただきますので、そちらを本会議最終日に上程いただいて、議決いただきたいと思いますと考えております。

ですので、議会議案としては、この条文をこう改めますというような形の内容で上程いただくんですけども、今の段階では新旧対照表で、現行はこうですけども、改正後はこうなりますという形のほうが見やすいこともございます。一旦この新旧対照表で見ていただいて、御協議をいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

以上でございます。

○西谷知美委員長 ほかに何か御質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西谷知美委員長 それでは、本案件につきましては、各会派へお持ち帰りいただきまして、次回の本委員会で協議、決定したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、協議事項についてです。

本委員会では、先月、滋賀県大津市で議会におけるD Xの取組を視察いたしました。大津市議会では、聴覚障害者用モニターの設定や本会議における資料投影など、様々な取組が進められておりました。

近年、各議会において、デジタル技術を活用した取組が進められる中、本市議会におきましても、可能な範囲でD Xの取組を進めていく必要があると考えております。

そこで、大津市議会で実施されている取組のうち、多額の費用を要しないものを一覧にさせていただきました。本日は事務局より資料の説明を受け、質疑の後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で方向性について決定したいと思います。

それでは事務局より説明を受けます。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは御説明させていただきます。

お手元の資料、議会におけるD Xの取組についてを御覧ください。

まず1、オンライン委員会につきましては、費用面では、パソコンやスピーカー等で約50万円、運用面では要綱の整備が必要となります。

課題事項としては、各議員の御自宅等でスムーズに通信ができるかなどの問題が挙げられます。

次に、2、聴覚障害者モニターにつきましては、費用面では、モニターや設置に伴う工事費約100万円、運用面では、要綱等の整備はなしとなります。

課題事項としては、文字起こしで誤字・脱字が見られるなど、精度が十分でないことが挙げられます。

次に3、本会議での資料投影につきましては、費用面で、事務局操作の場合はなし、

運用面では、要綱等の整備が必要となります。

また、課題事項としましては、事務局との事前の打合せが必要となることが挙げられます。

以上、資料の説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。

質問等がありましたらお受けいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 御説明ありがとうございます。確認で、次回の議会運営委員会までに方向性を決定するという話なんですけども、今の御説明を受けて、この三つの中で、どれを採用、何を次回までに意見として持ってきたらいいのか、もう一度御説明をお願いいたします。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、費用が比較的にかからないもので三つ案件として挙げさせていただいております。

この中で必ず三つとも優先順位をつけてやっていくっていうようなことではなくて、一旦この中で摂津市議会としてもできそうなものというものを一つなり選んでいただいて、御協議いただきたいと考えております例えばですけども、1番が摂津市議会としては必要なんじゃないか、ほかは必要ないんじゃないかということで会派内での御協議があれば、その旨を発表いただいて、皆さんでそのように御協議、決定いただきましたら、1番のみだけ進めていくような形でしていただければと考えておりますので、必ず3つとも1番、2番、3番みたいな優先順位をつけてやるのではなくて、1番はやる、2番、3番はやら

ないとか、そういった形でまた会派内でご協議いただいて、次回また御協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○西谷知美委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しました。ありがとうございます。

○西谷知美委員長 ほかに何か質問ございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 今、説明があった1番、2番、3番について、やる、やらないを一つ一つについて考えるということですよ。1番はやります、2番はやりません、3番はやりますとか、そういうふうな形で考えていくということだと理解したんですけれども、それぞれ予算が必要となるものもありますし、要らないものもあります。いろんな話を重ねていくということもあるんですけれども、最短でどれぐらいから運用できるようなことを事務局としては考えておられるか。費用が発生すれば、今回の予算の中にそれが盛り込まれていけるようなものなのか、それとも、これはこれでまた別に補正予算案なり、また来年度からになるのか、人手の問題もあると思うので、その辺を説明いただきたいなと思います。

○西谷知美委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

どういった流れかは、特にこの1番、2番につきましては費用がかかってくるものになっております。これについては、議会費の中で当然この予算は組んでおりませんので、新たに予算組みが必要になるところもございます。もし1番、2番で進めていくとなった場合につきまして

は、早くても令和8年度以降の話になるかと考えております。それまでに予算の面であったり、あとは運用面につきましても一定いろいろ御協議が必要なところが多々ございますので、そういったところを1年ぐらいかけて御協議いただいて、また予算化していくというような形になるかと考えております。

3番につきましては、先ほど説明でもありましたけども、事務局操作の場合は、費用が発生しないということになっております。もしこの事務局操作で進めていくということになった場合は、今後の協議にもよりますけれども、早ければ6月議会から運用も可能じゃないかと考えております。ただ、運用面で少し疑義が生じたり、もう少し検討が必要となった場合につきましては、改選以降になる可能性もあるかと考えております。

以上でございます。

○西谷知美委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。大津市議会でも、一回、試しにやってみたいな話もお聞きしましたし、いろいろ進めていく上では、今見えてない問題点とかも出てくる可能性もあります。しっかりした議論をしながら、やっていっても、もうそれですとやるんだという形ではなくて、ちょっといろいろ考えながら試行していくみたいなことも含めてやっていったほうがいいのかと思っています。

取りあえず持ち帰って、もうちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

○西谷知美委員長 ほかに何か御質問ある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西谷知美委員長 では、以上で本委員会

を閉会します。

(午前10時58分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項
の規定により署名する。

議会運営委員長 西谷知美

議会運営委員 村上英明